

東京都保健医療計画とは

- ◆医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画
【計画期間】平成30年度～令和5年度の6年間
- ◆医療法の規定により、医療計画は在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直し
 - 今回、中間見直しを実施

中間見直しの視点

「5疾病・5事業及び在宅療養」を中心に、次期計画策定に先立ち早急に取り組むべき事項について見直し

視点1 医療法に基づく見直し

- ◆ 令和7年（2025年）の在宅医療等のサービス必要量推計を見直し
- ◆ 基準病床数（一般・療養病床数）を見直し

視点2 現行計画策定後の変化による見直し

- ◆ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策
 - 新興・再興感染症発生時の各事業の医療提供体制の検討、平時からの組織的対応力の強化 等
- ◆ 法律・条例等の改廃に伴う見直し
- ◆ 令和元年東日本台風等を踏まえた風水害対策
- ◆ デジタル化の推進

視点3 他計画との整合

- ◆ 「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都障害者・障害児施策推進計画」の改定内容を反映

視点4 設定指標の中間評価

- ◆ 各疾病・事業ごとに設定した評価指標の中間評価を実施

主な見直し内容

中間見直し素案は現行計画の追補版として位置づけています。

中間見直し案		現行計画での 該当項目
項目	主な追加・見直し内容	
第1部	保健医療福祉施策の充実に向けて	第1部
第1章	計画の中間見直しについて	-
第2章	保健医療の変遷	第2章
第3章	東京の保健医療をめぐる現状	第3章第1節
第4章	東京の将来の医療（地域医療構想）	第4章
第5章	医師確保計画と外来医療計画	-
第6章	保健医療圏と基準病床数	
1	保健医療圏	第5章1
2	基準病床数	第5章2
第7章	計画の推進体制	第6章
第2部	計画改定後の新たな課題と取組について	第2部
第1章	都における中間見直しの考え方について	-
第2章	切れ目のない保健医療体制の推進	
1	がん	第1章第4節1
2	精神疾患	第1章第4節5
3	認知症	第1章第4節6
4	救急医療	第1章第4節7
5	災害医療	第1章第4節8
6	周産期医療	第1章第4節10
7	小児医療	第1章第4節11
8	在宅療養	第1章第4節12
第3章	高齢者及び障害者施策の充実	
1	高齢者保健福祉施策	第2章第1節
2	障害者施策	第2章第2節
第4章	健康危機管理体制の充実	第3章第2節
第5章	評価指標の達成状況	-
第3部	資料編	第3部